

○消防庁告示第八号

平成十六年消防庁告示第九号（消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式）第二第一号及び第四の規定に基づき、昭和五十年消防庁告示第十号（消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

消防庁長官 佐々木敦朗

別表第七 1 (2)カ中(カ)を(キ)とし、(オ)の次に次のように加える。

(カ) バルブ継

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

別表第七 1 中(18)を(19)とし、(12)から(17)までを(13)から(18)までとし、(11)の次に次のように加える。

(12) 圧力上昇防止措置

適正に設けられ、機能が正常であること。

別表第八 1 (2)カ中(カ)を(キ)とし、(オ)の次に次のように加える。

(カ) バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

別記様式第七（その三）を次のように改める。

別記様式第七		ハロゲン化物消火設備（その3）	
配管・継手	配管		
	支持金具・つり金具		
配管の安全装置等	安全装置		
	破板		
消火剤等排出措置			
圧力上昇防止措置			
放出表示灯	外形		
	放射障害		
噴射ヘッド	外形		
	放射障害		
防区画変更等	開口部の目		
	電動開閉装置		
非常電源	電気で作動するもの		
	ガス圧で作動するもの		
端子電圧	外形		
	示		
端切替装置	外形		
	示		
充電装置	外形		
	示		
接続系統	外形		
	示		
周囲の状況	外形		
	示		
規格納箱	外形		
	示		
ホースリール	外形		
	示		
ホースリール	外形		
	示		
表示灯・標識（移動式）	外形		
	示		
耐震措置	外形		
	示		

- 備考
- この目紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

附 則

- 1 この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。
- 2 ハロゲン化物消火設備の加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等及び粉末消火設備の加圧式粉末消火剤貯蔵容器等に係る点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、この告示による改正後の昭和五十年消防庁告示第十四号（次項において「新告示」という。）別表第七1(2)、別表第八1(2)、別記様式第七（その一）及び別記様式第八（その一）の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 ハロゲン化物消火設備の圧力上昇防止措置に係る消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式については、新告示別記様式第七（その三）の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十九条第五項第八号及び第十三号ハ、第二十条第四項第六号の二及び第八号並びに第二十一条第四項第三号ハ及び第五号の二の規定に基づき、不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

消防庁長官 佐々木敦朗

第三第一号中(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

- (三) 常時閉止状態にあつて、電気式、ガス圧式等の開放装置により開放できるもの又は手動により容易に開放できるものであること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部を改正する件 新旧対照表
 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第三 容器弁</p> <p>一 構造、材質及び機能</p> <p>容器弁の構造、材質及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 常時閉止状態にあって、電気式、ガス圧式等の開放装置により開放できるもの又は手動により容易に開放できるものがあること。</p> <p>(四) 時間の経過による変質により機能に影響を及ぼさず、かつ、輸送等の振動に耐えるものであること。</p> <p>(五) ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。</p> <p>二〇七 (略)</p>	<p>第三 容器弁</p> <p>一 構造、材質及び機能</p> <p>容器弁の構造、材質及び機能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(三) 時間の経過による変質により機能に影響を及ぼさず、かつ、輸送等の振動に耐えるものであること。</p> <p>(四) ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。</p> <p>二〇七 (略)</p>

○消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、平成元年消防庁告示第四号（消防用設備等試験結果報告書の様式）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

消防庁長官 佐々木敦朗

別記様式第七及び別記様式第八を次のように改める。



ハロゲン化物消火設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

設置階 設置場所	防護対象物の種別					
	固定式 全域放出方式	局所放出方式	設計放出時間 Sec			
放出方式	移動式		設計放出時間 Sec			
	試験項目					
外観	貯蔵消火剤等	設置場所	種別	容量等の内容	kg	結果
		設置場所等				
	貯蔵容器等	表示・標識				
		貯蔵容器				
		蓄圧値 (蓄圧式に限る。)			MPa	
		充填比				
		容器弁				
		容器弁開放装置				
		安全装置・破壊板				
		安全装置・破壊板				
試験	設置場所等	加圧容器				
		安全装置・容器弁				
	加圧用ガス	種類				
		ガス量		kg		
試験	加圧用ガス容器	設置場所等				
		構造等				
試験	起動用ガス容器	設置場所等				
		構造等				

試験項目		種別・容量等の内容	結果		
選択弁	設置場所等	設置場所			
	機器	表示 導管接続部 槽	_____ _____ _____		
手動起動装置	設置場所等	設置場所	_____		
		設置高さ	_____ m		
		設備表示	_____		
		取扱表示	_____		
		塗色等	_____		
		防護措置	_____		
		表示灯	_____		
		スイッチ	_____		
		自動起動装置	設置場所等	手動・自動切替装置	_____
				構造等	_____
警報装置	設置場所等	感知器	_____		
		警報方式	_____		
制御装置	機器等	音声再生装置の設置場所	_____		
		構造・性能	_____		
		設置場所等	_____		
		制御盤	_____		
		表示灯・スイッチ類	_____		
		防護措置	_____		
		遅延装置	_____		
		自動・手動起動切替装置	_____		
		設置状況	_____		
		配管系路	_____		
配管・ハルズ類	構造・使用数等	操作管・逆止弁	_____		
		構造・材質	_____		
		口径	_____		
		安全装置	_____		

試験項目		種別・容量等の内容	結果
外観	噴射ヘッド 設置位置性能	——	
	防護区画等	——	
	開口部の自動閉鎖措置等	——	
	消火剤を付加する開口部面積	——	
	消火剤流出防止措置	——	
	開口部の位置	——	
	消火剤排出措置	——	
	圧力上昇防止措置	——	
	温度低下防止措置	——	
	常用電源	V	
電源	非常電源の種類	自家発電設備・蓄電池設備・燃料電池設備	
	設置位置	——	
試験	ノズル・ホース等	——	
	構造性能	——	
	表示灯・標識	——	
	耐震措置	——	
	防護区画		
	圧力調整装置試験		
	容器弁開放装置の作動試験		
	※容器弁のバルブ類の開放試験		
	選択動作試験		
	遅延時間		
機能試験	非常停止機構作動状況		
	音響警報先行作動状況		
	自動・手動切替作動状況		
	制御装置試験		
	※異常信号試験		
	短絡試験		
	地絡試験		
	起動装置による作動状況		
	警報鳴動状況		
	音響警報装置作動状況		
警報装置試験			
自動警報作動状況			

試験項目	試験項目		種別・容量等の内容	結果
	試験項目	試験項目		
機筒試験 作動試験	付属装置 連動試験	作動状況		
	消火剤 放出	復旧操作状況 表示灯試験		
総合試験 総合作動 試験	全域放出 方式又は 局所放出 方式	選択弁作動状況・放出系路 通気状況		
		気密状況		
		区画別貯蔵容器開放数		
		音響警報装置作動状況		
		放出表示灯点灯状況		
		付属装置作動状況		
	移動式	移動式作動状況		

備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 選択肢のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」(平成13年消防庁告示第38号)又は「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(昭和51年消防庁告示第9号)に適合している旨の表示が付されているものにあつては、省略することができる。
- 4 結果の欄には、良否を記入すること。
- 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
- 6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

粉末消火設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

設置階	防護対象物の種別		
	設置場所		
放出方式	固定式	設計放出時間	sec
	移動式	設計放出時間	sec
試験項目			
外観	貯蔵容器等	消火剤	種別・容量等の内容
			kg
			設置場所等
			表示・標識
			貯蔵容器
			蓄圧式
			容器弁開放装置
			貯蔵タンク
			加圧式
			定圧作動装置
			充填比
			安全装置
試験	設置場所等	加圧容器	
		容器弁	
		容器弁開放装置	
		種類	
		別	
試験	加圧用ガス	容器	
		種類	
試験	加圧用ガス	容器	
		種類	
			kg

試験項目		種別・容量等の内容	結具	
起動用 容器	設置場所等	等		
	構造器弁	——		
選択弁	設置場所等	等		
	表示	——		
機器	接続部	——		
	構造	——		
外観 起動装置	設置場所等	設置場所		
		設置位置	——	
	設置高さ	設置高さ	床面からの高さ	
		設備表示	——	
	取扱表示	取扱表示	——	
		塗色等	——	
	機器	防護措置	——	
		表示灯	——	
	スイッチ	——		
	自動起動 装置	設置場所等		
構造器等		——		
機器	感知器	——		
	位置	——		
警報装置	警報の方式	——		
	音声再生装置の設置場所	——		
構造性能	構造性能	——		
	設置場所等			
制御装置	制御盤	制御盤		
		表示灯・スイッチ類	——	
	機器等	防護措置	——	
		遅延装置	——	
配管・バルブ類	自動・手動切替装置	——		
	配管系管路等	——		

試験項目		種別・容量等の内容	結果					
外	配管・バルブ類	操作管・逆止弁	——					
		構造・材質	——					
		口径・使用数等	——					
		安全装置	——					
		設置場所等	——					
		構造・性能	——					
		観	防護区画等	防護区画面	——			
				開口部の自動閉鎖装置等	——			
				消火剤を付加する開口部面積	——			
				消火剤流出防止措置	——			
試	電源	常用電源の種類	V					
		非常電源の種別	自家発電設備・蓄電池設備・燃焼発電設備					
機	作動試験	ノズル・ホース等	設置性能	——				
			構造・性能	——				
		耐震措置	表示灯・標識	——				
			位置	——				
		能	作動試験	防護区画面	容器弁開放装置の作動試験			
					※容器弁のバルブ類の開放試験			
				選択弁作動試験	遅延時間			
					制御装置試験	非常停止機構作動状況		
				試	作動試験	警報装置試験	音警報優先作動状況	
							自動・手動切替作動状況	
起動装置による作動状況								
警報鳴動状況								
音量								
音声警報装置作動状況								
験	作動試験	付属装置連動試験	自動警報作動状況					
			作動状況					
験	作動試験	付属装置連動試験	復旧操作状況					
			作動状況					

粉末消火設備

①

試験項目	試験内容	種別・容量等の内容		結果	
機能試験 作動試験	定圧作動装置試験	作動圧力 (MPa)			
		作動時間 (sec)			
	放出表示灯試験				
	圧力調整装置試験				
	クリーニング装置試験	選択作動状況・放出系路			
		通気状況			
	全域放出方式又は放出局所放出方式	気密状況			
		音響警報装置作動状況			
		放出表示灯点灯状況			
		附属装置作動状況			
移動式	移動式作動状況				
総合試験 総合作動試験					
備考					

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 選択取除のある欄は、該当する事項を○印で囲むこと。

3 ※印の試験は、「『活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準』(昭和51年消防庁告示第9号)に適合している旨の表示が行われているものにあつては、省略することができる。

4 結果の欄には、良否を記入すること。

5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。

6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

附 則

1 この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

2 ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備に係る消防用設備等試験結果報告書の様式については、この告示による改正後の平成元年消防庁告示第四号別記様式第七及び別記様式第八の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。